入札公告の変更

平成25年12月13日
国立大学法人広島大学　契約担当職
理事（財務・総務担当）　平野　仁司
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　34
○第35号
1　掲載日　平成25年11月29日（号外政府調達第225号）
2　変更内容　66ページ３段目、国立大学法人広島大学に係る「入札公告」第35号中、1⑵購入等件名及び数量の「ＭＲＩ対応64ch脳波／筋電／皮膚抵抗計測システム　一式」を「ＭＲＩ対応64ch脳波計測システム　一式」に、67ページ１段目、5⑶「MR conditional 64ch electroencephalogram ／ electromyogram ／ electric skin resistance measurement system 1 Set」を「MR conditional 64ch electroencephalogram measurement system 1 Set」にそれぞれ変更します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、提出等の期限の定められているものについて、その期限までの期間については土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日）を除くものとする。また、提出等の時間については、定めのない場合を除き、システムの稼働時間、支出負担行為担当官の勤務箇所における勤務時間の時間内とする。
平成25年12月13日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　小池　　剛
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　迫川湯ノ倉地区砂防堰堤工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　宮城県栗原市花山字本沢地内
⑷　工事内容　コンクリート堰堤　堤高　H＝14.5m、土工　１式、掘削　V＝7,770㎥、盛土　V＝48,350㎥、コンクリート堰堤工　本体工　V＝7,107㎥、副堰堤　V＝1,710㎥、垂直壁　V＝545㎥、側壁　V＝2,534㎥、水叩き　V＝1,903㎥、間詰工　V＝578㎥、護岸工　L＝13m、仮設工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年12月21日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約14,377㎥
⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
②　本工事は、発注者が新たな積算方式を用いて積算を行う「施工パッケージ型積算方式」の試行工事である。
③　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑥　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。
⑦　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑧　本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るための余裕期間を見込んだ試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成10年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす砂防工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
①　砂防堰堤（治山・地すべり・急傾斜事業における砂防堰堤を含む）工事の施工実績があること。
②　当該施工実績が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。
ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。
③　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうち何れか１社が、上記①から②までの要件を満たしていること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす砂防工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。
㈠　砂防堰堤（治山・地すべり・急傾斜事業における砂防堰堤を含む）工事の施工経験があること。
㈡　当該施工経験が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。